

平成 27 年 1 月 日

福井市福祉保健部子育て支援室

福井市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する 福井市パブリック・コメント募集の結果

【概要】

福井市では、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の親としての成長を支援する社会の実現を目指すことを目的として、「福井市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画の素案について、市民の皆さまから御意見を募集しましたので、結果を公表いたします。

【意見募集結果】

実施時期	平成 26 年 12 月 1 日から 12 月 26 日まで
意見提出状況	提出者 6 人 意見数 27 件
意見提出方法	書面の持参 人 郵便 人 ファクシミリ 4 人 電子メール 2 人 その他 人

保育量の確保について（1 件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	平成 27 年 4 月実施の新制度上、どこまで保育の需要に对应してもらえるのか、問題の焦点がぼやけている。	「第 2 章 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」」に、計画期間内における「保育量の見込み」と「確保量」を年度毎に示しています。 平成 27 年度当初では保育量の見込みに対して確保量が不足していますが、保育認定に該当する子どものうち教育施設（幼稚園における一時預かりを含む）の利用希望者が多いことや、保育施設の利用定員枠内での調整等が可能であること

	<p>などから、実質的な需要への対応は可能であると考えています。</p> <p>計画上でも、平成30年度当初には、全ての地域で保育の量が確保できる見込みです。</p>
--	---

「No.23 認定こども園への移行の推進」について（4件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
2	<p>認定こども園は、市の保育の実施責任が大幅に後退する恐れのある施設であるが、そのこととの関連が何も検討されていない。園との直接契約、保育料の直接払いにより、利用者・保護者の負担が増えるのか、明らかになっていない。</p>	<p>児童福祉法第24条第2項で、市町村は認定こども園など保育園以外の保育についても必要な保育を確保するための措置を講じることとなっています。そのため、市の保育に関する責任が後退することはなく、引き続き保護者が安心して保育を利用できる仕組みとなります。</p> <p>また、保育の認定を受けた子どもの保育料は、保育園であっても認定こども園であっても算定方法は同一です。直接契約となることにより、保護者の負担が増えることはありません。</p> <p>なお、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められるものについては、上乘せ徴収が認められていますが、その場合は、保護者の同意が必要となります。</p>
3	<p>「保育」は、教育を包含して、養護と一体として、子どもの健全な発達を保証する営みであって、教育のために、保育園の認定こども園化は必要ない。</p>	<p>認定こども園化により、保育園のように保護者の都合で利用が制限されることがなくなります。認定こども園は、子どもを第一に考えた制度であると考えています。</p>
4	<p>集団保育が困難な幼稚園・保育園の問題を解消するために、なぜ認定こども園が必要か、認定こども園の特徴を明らかにし、現状の市立の保育園の組織改編や充実ではだめなのかを丁寧に説明するべ</p>	<p>保育園は、親が働いているなど保育を必要とする子どもしか入所できませんが、認定こども園は、親が退職しても継続して利用することができます。そのため、親の就労状況等に関わらず、子ども</p>

	きではないか。	<p>が同じ施設を利用し続けられることに大きなメリットがあります。</p> <p>本市の場合、幼稚園に通う子どもの親の多くが就労しており、ほとんどの私立幼稚園が早朝や夕方の預かり保育を実施しています。また、保育園では教育を取り入れた保育を実施しており、両施設の違いは明確ではなくなっています。</p> <p>このような中、子どもが減少傾向にある地域では、保育園と幼稚園の施設に子どもが分散して入所することで集団保育が困難になっています。子どもの育ちという点から考えれば、認定こども園化を進めることが適切であると考えています。</p>
5	こども園のシステムでは、時間が決められた保育となる。今まで通りの保育が一番子どもの状況もわかり、学び合いができる。	<p>新たな認定こども園に移行しても、子どもを預けられる時間は変わりません。保育の内容も各園の工夫により充実させます。</p>

「No.24 資格取得の機会の拡充」について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
6	<p>幼稚園教諭と保育士の両資格を保有できるよう機会の拡充に努めるとしているが、なぜ、両資格の保有が求められるのか、未来を担う子どもたちにとって必要な教育・保育の充実がどのように検討されたか、明らかにすべきであり、今後も方向性を議論していくことが大事ではないか。</p>	<p>新制度における幼保連携型認定こども園で、子どもの教育・保育に従事するには、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要となります。両資格を有することで更に質を高めることができると考えています。</p> <p>国では制度の切替えにあたり、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方の資格で、認定こども園での教育・保育に従事することができる特例を設けており、期間は平成27～31年度となっています。そのため、認定こども園への移行に向け、資格取得の機会の拡充を図ります。</p>

「No.25 教育・保育の質の向上」について（5件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
7	保育園等の職員の資質と専門性を向上させるためには、まず置かれた状況、特に働き方の条件を改善すべきではないか。	<p>職員の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度における公定価格の中で、職員の勤務年数や配置状況に応じて、保育園等に支払う運営費が加算される仕組みとなっています。</p> <p>また、保育士を基準以上に増員して配置する場合などに、市単独で補助する制度も設けています。</p>
8	欠員を非常勤保育士で充当しているのでは、とても一人一人に対応した質の高い保育を提供できるはずがない。職員は正規にしていくべきである。（3件）	働き方は多様化しており、雇用形態が正規か、非正規かということよりも、各職員が専門的な知識に基づき、質の高い保育を提供することが重要です。質の向上のためのアクションプログラムの実践や研修会の開催を通じ、様々な保育内容を学びながら、質の高い保育を提供します。
9	新制度では、保育を教育と切り離し、保育＝託児として保育者の資格や条件を緩和しようとしている。それぞれの役割を果たせるようにするべきだ。	保育園は、養護と教育が一体的に展開される施設であり、保育と教育は切り離すことができません。このことは新制度においても変わりません。

「No.27 放課後子ども総合プランの推進」について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
10	放課後児童健全育成事業は、対象児童に対して、「生活」の場として提供すべきものであり、独自に取り組む必要がある。ひとくくりにするのではなく、施設の配置基準や指導員の位置付けなどの充実が必要であり、その面でも、独自の位置付けとして取組が必要である。	<p>放課後子ども総合プランは、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携を進めるもので、それぞれの事業に必要な基準を変えるものではありません。</p> <p>本市の放課後児童健全育成事業は、児童館、小学校の余裕教室、旧公民館や社会福祉法人が所有する施設など様々な場所で実施されており、施設や職員に関すること、またその活動の内容が充実した</p>

		ものとなるよう努めてまいります。
--	--	------------------

「No.56 憩いの場、遊びの場の整備」について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
11	<p>保育園や児童公園から遊具が消えている。そのことを踏まえての施策なのか、疑問に思う。管理責任に対する恐れから、相当に削減されており、保育園では夏の水遊び、プール遊びすら減らされているのが実態である。施策の言うとおりに、具体的に実施されることを期待する。</p>	<p>公園内に安全性の高い遊具を整備するとともに、神社や寺院の境内等に設置された自治会が管理する遊具の整備費を補助し、子どもの健全育成と安全な遊び場の確保に努めます。</p>

「No.69 実費徴収に伴う補足給付」について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
12	<p>認定こども園では、保育料の他に、実費徴収ができることになっているが、それは保護者にとって、大きな負担となる。実費徴収を前提にするのではなく、子どもの発達を保障する健全な保育のあり方について、よく議論される必要がある。</p>	<p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当します。</p> <p>本市では条例において、施設の利用申込みの際、保護者に対し事前に実費徴収について説明を行うとともに、実費負担を求める際はあらかじめ用途や金額、また保護者に対し金銭の支払を求める理由を書面で説明し、同意を得ることを義務付けています。</p>

「No.98 関係機関との連携強化」について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
13	<p>統括園長の機能について十分検討が行われているのか疑問である。職員同士が余裕を持って関わるができるように、保育園にもっと人員を配置して対応することが必要である。</p>	<p>現在、市内を5つのブロックに分け、それぞれのブロックに統括園長を配置し、各ブロック内の保育園、幼稚園、認定こども園や小学校などの関係機関や、各地区の子育て支援団体や公民館、児童館、地域子育て支援センターとの連携強</p>

		<p>化に取り組んでいます。</p> <p>公立保育園では国の定める基準以上の職員を配置しており、また、私立の保育園及び認定こども園についても、国の基準以上の職員を配置した場合には補助を行っています。</p>
--	--	--

屋内の遊び場の整備について

	提出された意見	意見に対する市の考え方
14	<p>福井の天候を考えた屋内の活動できる施設が少ない。エンゼルランドのような屋内でも体力・知力を高められるような施設がほしい。探究心、創造力を高められ、2～3歳からでも活用できる施設がほしい。</p>	<p>現在の福井市は、子どもたちが毎日通う教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）や放課後児童会・児童クラブ、あるいは親子で集える子育て支援センターが必ずしも十分ではありません。そのため、本計画期間中は、これらの施設を優先して整備します。</p> <p>また、いずれの施設においても、子どもたちの発達を促す取組を充実させます。</p>

アレルギーへの対応について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
15	<p>私立幼稚園において、アレルギーのある子どもにも対応できるような講習会や研修会を市で開催していただきたい。</p> <p>また、その対応ができる養護教諭、保健師等を各施設で採用できるようにしてほしい。</p>	<p>市では、アレルギー対応に限らず、保育の質の向上を図るため、様々な研修の機会を設けています。私立幼稚園に対しても参加を呼びかけていきます。</p> <p>また、養護教諭・保健師の採用については、園の判断で実施するものです。市として採用を促す取組までは考えていません。</p>

図書館の子ども用スペースの設置について（1件）

	提出された意見	意見に対する市の考え方
16	<p>図書館では「静かに」というのは理解できるが、子どもが、本を読んで、びっ</p>	<p>現状では、本市の図書館には、児童室を別フロアや別室にするだけのスペース</p>

<p>くりしたり、喜んだり、楽しかったりしたら、大きな声が出るでしょう。子どもがゆったりと思いを表現できるスペースがほしい。</p>	<p>がありません。しかしながら、子どものために読み聞かせをしている方に、お静かに願うことはしておりませんし、子どもの素直で豊かな感情表現を止めることもしておりません。万が一、調べものや黙読をしている子どもや大人に対して迷惑がかかる程の音量であれば、お声をかけさせていただくこともあります。その際は、公共の施設でのマナーを子どもたちに伝えるという意義もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
--	--

医療費の窓口無料化について

	提出された意見	意見に対する市の考え方
17	<p>現在の子ども医療費助成制度は、窓口で医療費を支払わなくてはならない。急な病気の時、お金の心配なく病院にかかれるように、子ども医療費の窓口無料化を実施してほしい。(2件)</p>	<p>子ども医療費の助成については、医療機関の窓口で医療費を支払わないで済む窓口無料化を行うと、本市に入る国からの国民健康保険における国庫負担金が減額される制度になっています。これは、財政上大きな負担となるため、現段階では窓口無料化は困難であると考えています。</p> <p>一方、本市の助成制度では、所得制限を設けず、一律に中学3年生までのお子さんの医療費を助成しているところであり、今後も引き続き、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子どもの健やかな成長を支援したいと考えています。</p>

予防接種について

	提出された意見	意見に対する市の考え方
18	<p>予防接種が（仕事帰りなど）受けられやすい時間帯を作してほしい。</p>	<p>予防接種は、市内の医療機関に委託して実施しています。事前に医療機関に問い合わせ（予約）をしていただき、都合の良い時間帯に実施医療機関で予防接種</p>

	を受けていただくようお願いします。
--	-------------------

保育園の運営について

	提出された意見	意見に対する市の考え方
19	保育園は、私設ではなく、公的責任で行うべきである。(5件)	保育園での保育に関しては、新制度の下でも、児童福祉法第24条第1項に基づき、引き続き、現在の制度と同様に、市町村が保育の実施義務を担います。ただし、運営に関しては、公立も私立も同一の基準に基づいて実施することから、必ずしも、公が行う必要はありません。
20	民間移譲された保育園では、スイミングや英会話など目玉をつくって、子ども集めを企業参入でしているのではないか。幼児期に大切なことをもっと研究して実施してほしい。	私立の保育園では、それぞれ保育について研究し、特徴ある保育に取り組んでいます。 また、公私立合同で保育内容の充実に向けた研修を開催しています。